

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が、青森県内の社会福祉法人が連携して行う社会貢献活動（以下「社会貢献活動」という。）を推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 社会貢献活動は、「青森しあわせネットワーク」と称し、既存の制度やサービスでは対応できない課題に迅速に対応することを社会福祉法人の本旨として、支援が必要な者の早期把握と具体的な解決を図ることを目的に実施するものである。

(参加社会福祉法人と事務局)

第2条 社会貢献活動の趣旨に賛同し参加しようとする社会福祉法人は、所定の入会申込書（様式第1号）を県社協に提出し、県社協は当該社会福祉法人を社会貢献活動の実施機関（以下、「参加社会福祉法人」という。）として指定し、社会貢献活動を推進するものとする。

2 県社協は、前項の社会福祉法人を広報誌やホームページ等で公表するとともに、その社会貢献活動の事例を広く情報発信し、青森県内の社会福祉法人による社会貢献活動を推進するものとする。

3 県社協は、事務局として社会貢献活動を推進し、参加社会福祉法人と協働して活動するものである。

4 県社協は、参加社会福祉法人が解散した場合又は書面で退会の申し出が提出された場合には退会したものとする。

(活動の内容)

第3条 社会貢献活動の参加社会福祉法人は、次の活動を行うものである。

(1)総合相談（トータルサポート）

制度の狭間の生活困窮などのさまざまな課題を抱える者に対し、各関係機関や住民と連携し、既存の制度や機関に適切につないだり、自立を支援するための総合的な相談支援を行う。

(2)経済的援助（ライフサポート）

既存の制度やサービスによる支援が受けられず、緊急性を要する生活困窮状態にあり、援助の実施により一定の生活の安定が見込める場合に、概ね5万円を限度とした経済的援助を現物給付で行う。

(3)食糧等の提供（フードサポート）

既存の制度やサービスによる支援が受けられず、緊急性を要する生活困窮状態にある者に対し、食糧等の提供を行うために、必要な食糧等の備蓄を備蓄し、必要に応じて提供を行う。

(4)就労体験・社会参加活動の提供（ワークサポート）

就労に不安がある者や就労や社会参加活動を希望する者に対し、就労の場や社会参加活動の機会を提供する。

(5)その他

既存の制度やサービスでは対応できない課題に対し、社会福祉法人が有する資源を活用し、社会参加や生きがい支援、居場所づくり、中間的就労や就労支援、子どもの学習支援や育児支援な

ど、その他必要な活動を行う。

- 2 県社協は、前項の活動を円滑且つ効果的に実施するために、第2条の参加社会福祉法人に対し、必要な情報提供や研修事業を実施するとともに、総合相談等を行う人材育成を行うものである。

#### (基金の設置と会費)

第4条 県社協は、前条の活動を円滑に進めるために、社会貢献活動推進基金を設置するものとする。

- 2 前項の基金の財源は、第2条に規定する参加社会福祉法人からの会費、寄付金及びその他の収入をもって充てるものとする。
- 3 前項の参加社会福祉法人からの会費は年額をもって定めるものとし、その基準は別表1のとおりとする。

#### (運営委員会と推進会議)

第5条 県社協は、第1条に規定する目的を達成するため、円滑に事業を進めるとともに、社会貢献活動推進基金の適切な運営管理を行うために運営委員会を設置するものとする。

- 2 運営委員会は、第2条に規定する参加社会福祉法人の代表者12名以内の委員で構成し、県社協会長が委嘱するものとする。
- 3 運営委員会は、県社協会長が招集するものとする。
- 4 運営委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置き、委員の互選によりこれを定めるものとする。
- 5 運営委員会の委員長は会議の議長となり、副委員長は委員長に事故あるとき、その職務を代理するものとする。
- 6 県社協は、参加社会福祉法人と事業の進め方等について協議するため、第1条に規定する目的を達成するため、毎年1回推進会議を開催するものとする。

#### (CSWの配置)

第6条 第2条に規定する参加社会福祉法人に、第3条に規定する活動の連絡調整を行う相談員としてコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）を配置するものとする。

- 2 CSWは、第2条に規定する参加社会福祉法人や関係機関と連携・協働しながら、相談者の生活状況や生活上の課題を把握し、必要な社会資源等について説明を行うとともに、具体的な課題解決を図るものとする。
- 3 CSWは、参加社会福祉法人の定める管理者と協議して必要だと認められる場合には、第3条に規定する経済的援助や食糧等の提供による支援を行うものとする。
- 4 CSWは、相談や支援に関する記録を作成し、定期的に県社協に報告するものとする。

#### (経済的援助)

第7条 第3条に規定する経済的援助の対象者は、生命に関わる緊急性を要する生活困窮者等とし、概ね以下に該当する場合で、拠点社会福祉法人の定める管理者が必要性を認める場合に実施するものである。

- (1) 生計が困難で食材費や光熱水費、生活に必要な日用品の費用負担が困難な方
  - (2) 生計が困難で必要な医療費や福祉サービスに要する費用負担が困難な方
- 2 次に該当する場合は、経済的援助の対象としない。
- (1) 対象者が施設に入所している場合
  - (2) 緊急性のない借入金、滞納金の返済に充てる場合
  - (3) 緊急性のない日常生活費を必要とする場合
  - (4) 相談支援を必要としない場合
- 3 経済的援助の方法等、その他必要な事項は別に定めるものとする。

(個人情報保護)

- 第8条 社会貢献活動の実施に携わる者は、個人のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、事業実施に際し知り得た個人情報を本人の同意を得ずに他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後及び事業の参加を終了した後も同様とする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に係る個人情報の管理については、県社協文書取扱規程及び個人情報保護規程の定めるところによるものとする。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月23日から施行する。

# 社会福祉法人の社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」 入会申込書

平成 年 月 日

社会福祉法人青森県社会福祉協議会会長 殿

社会福祉法人名

代 表 者 名

印

青森県内の社会福祉法人による社会貢献活動の趣旨に賛同し、参加いたします。

(1) 法人本部 所在地	〒
(2) 電話番号	
(3) F A X 番号	
(4) E-mail	
(5) 法人の URL ※	
(6) 会費	会費として、 _____ 円（ _____ ）口を 負担します。

※「青森しあわせネットワーク」のサイトとリンクするためにお知らせいただくものです。  
リンクに不都合がある場合には、記載しないでください。